

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 10 月 19 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600018号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600025号

第1 結論

請求者のA社(平成7年4月からB社)における昭和61年4月1日から平成7年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和61年4月から同年9月までの標準報酬月額を28万円から32万円に、同年10月から昭和62年9月までの標準報酬月額を28万円から38万円に、同年10月から昭和63年9月までの標準報酬月額を28万円から41万円に、同年10月から平成2年8月までの標準報酬月額を30万円から41万円に、同年9月から平成4年9月までの標準報酬月額を30万円から44万円に、同年10月から平成5年9月までの標準報酬月額を32万円から47万円に、同年10月の標準報酬月額を34万円から47万円に、同年11月から平成6年10月までの標準報酬月額を34万円から50万円に、同年11月から平成7年7月までの標準報酬月額を34万円から44万円に訂正する。

昭和61年4月から平成7年7月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和61年4月から平成7年7月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月1日から平成7年8月1日まで

請求期間当時は、A社において厚生年金保険に加入していたが、給与については、会社の都合により、A社及び同社のグループ会社であるC社(現在は、D社)又は同じくグループ会社であるE社から支払われていた。

それぞれの会社から支払われた給与の合算額に基づく厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間の標準報酬月額が低額となっている。

請求期間の給与明細書等の資料を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和61年4月から昭和63年6月までの期間及び平成7年3月から同年7月までの期間について、請求者から提出されたA社及び同社のグループ会社の給与明細書によると、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、昭和63年7月から平成7年2月までの期間について、請求者から提出された市民税・県民税特別徴収額通知書、源泉徴収票及び請求者の預金通帳から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額によると、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、昭和61年4月から同年9月までは32万円、同年10月から昭和62年9月までは38万円、同年10月から平成2年8月までは41万円、同年9月から平成4年9月までは44万円、同年10月から平成5年10月までは47万円、同年11月から平成6年10月までは50万円、同年11月から平成7年7月までは44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、社会保険事務所（当時）に対し、請求内容どおりに請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を提出したか否か、また、厚生年金保険料については請求内容どおりに納付したか否かについては不明と回答しているが、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、昭和61年4月から平成7年7月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和61年4月1日から平成7年8月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600021号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600027号

第1 結論

請求者のA社B製造所(現在は、C社D工場)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和21年4月1日)及び取得年月日(昭和22年6月1日)の記録を取り消し、昭和21年4月から昭和22年4月までの標準報酬月額を90円に、昭和22年5月の標準報酬月額を360円とすることが必要である。

昭和21年4月1日から昭和22年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和21年4月1日から昭和22年6月1日まで

昭和17年9月1日にA社B製造所に入社し、E社の設立と同時に異動した後、昭和57年6月30日に退職するまで、継続して勤務したにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の記録が未加入となっている。請求期間は、A社B製造所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C社D工場から提出された請求者に係る人事記録の写しによると、請求者は、請求期間においてA社B製造所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、請求者と同じ工作課第一工作に勤務していた同僚は、「昭和21年4月1日から昭和22年6月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無いことに気付き、平成元年頃、同僚と一緒に、社会保険事務所(当時)に行き、年金記録の訂正を申し出て、二人とも申出のとおり認められた。」旨陳述しているところ、前述の二人は、請求者と同様に昭和21年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、昭和22年6月1日に同被保険者資格を再取得していることが厚生年金保険被保険者台帳で確認できるが、オンライン記録によると、当該期間については、厚生年金保険の被保険者期間として継続して加入していることが確認できる。

さらに、前述の二人以外にも、複数の者のA社B製造所に係る請求期間の厚生年金保険被保険者記録が、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では欠落していることが確認できるものの、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者期間として記録されていることが確認できる上、同社の平成元年当時の社会保険事務担当者は、「昭和52年から平成2年頃までの期間、40人から50人を超える従業員から年金記録がおかしいという申出があり、当社が保管する人事記録、厚生年金保険の等級歴などを記載した資料等を社会保険事務所に持参し、そのうちの約9割の従業員については、これらの資料から厚生年金保険料の控除が認められ、被保険者記録が訂正された。」旨陳述していることから判断すると、請求期間当時の社会保険事務所における記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間においてA社B製造所に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、請求者の同社における資格喪失年月日（昭和21年4月1日）及び資格取得年月日（昭和22年6月1日）の記録を取り消すことが必要である。

また、昭和21年4月から昭和22年4月までの標準報酬月額については、A社B製造所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から90円とし、昭和22年5月の標準報酬月額については、C社D工場から提出された請求者の人事記録の写しから360円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600023号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1600003号

第1 結論

昭和47年*月から昭和54年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年*月から昭和54年3月まで

私の両親は、国民年金制度が始まった時から国民年金に加入しており、私が20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、両親の国民年金保険料と合わせて、私の保険料を納付していたにもかかわらず、請求期間が未納となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする母親は既に死亡しており、請求者の請求期間に係る具体的な状況を確認することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和54年10月5日に払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、請求期間のうち昭和47年*月から昭和52年6月までの期間の国民年金保険料は、特例納付以外の方法では時効により納付することができない上、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市作成の請求者に係る国民年金被保険者台帳には、「受付54.9.19、進達54.9.29」と記載されており、そのことについて同市の国民年金の担当者は、「受付は、当市で国民年金の加入届を受け付けした日であり、進達は、その加入届を社会保険事務所(当時)に進達した日であると思われる。」旨陳述している上、前述の担当者は、「昭和53年2月20日現在と記載された、国民年金保険料の納付書の送付対象者を特定するために作成していたと思われる台帳において、請求者の国民年金番号の欄が空欄となっていることから、昭和53年2月の時点で、請求者は国民年金に加入しておらず、請求者に対して納付書の作成及び送付は行っていなかったと考えられる。」旨回答しており、請求者の「私が20歳になった時に、母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。」とする主張と相違する。

加えて、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたこと

をうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600022号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1600004号

第1 結論

平成3年6月から平成7年5月までの請求期間①について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

平成7年6月の請求期間②について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成3年6月から平成7年5月まで
② 平成7年6月

私の年金記録では、平成3年6月1日に第1号被保険者から第3号被保険者に種別変更しているが、私と夫は届出をしていない。第1号被保険者として平成3年6月から平成7年6月までの国民年金保険料を納付しているはずなので、平成3年6月から平成7年5月までは二重に納付している保険料を還付し、平成7年6月は納付済記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「夫が平成3年6月1日に就職し、私は健康保険の被扶養者になったが、国民年金については、第3号被保険者に該当するとは思わなかったので、種別変更の届出は行わず、第1号被保険者として国民年金保険料を平成7年6月まで納付していた。」旨主張しているが、請求者に係るA市の国民年金被保険者台帳の資格記録は、平成3年6月1日に第1号被保険者から第3号被保険者に種別変更していることが確認でき、当該国民年金被保険者台帳についてA市は、「平成3年6月1日に第1号被保険者から第3号被保険者に種別変更した届出の手続があったと考えられる。」旨回答している。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付方法について、「国民年金保険料をどのように納付したか記憶は定かでない。」旨陳述しているところ、
i) 前述の国民年金被保険者台帳によると、請求期間①の直前に口座振替を行っていた記載があり、請求者は、「私が金融機関に問合せしたところ、平成2年9月から平

成3年5月までは口座振替が行われていたが、同年6月以降は口座振替が確認できなかった。」旨陳述していること、ii) A市は、「電算システムには、第3号被保険者に種別変更した届出を平成3年6月21日に入力しており、同日以降は第3号被保険者である請求者に対し新たに納付書を作成することはできず、口座振替の金融機関を変更することもできない。」旨陳述していること、iii) オンライン記録によると、請求期間②は、平成27年12月2日に資格記録が訂正されるまでは、第3号被保険者期間として記録されていたことから、請求期間当時、請求期間①及び②については、保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、請求者の夫が平成3年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した事業所において、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、同日に妻が健康保険の被扶養者に認定されている者は7名いるが、当該全ての妻は、同日に第1号被保険者から第3号被保険者に種別変更していることが確認できることから、当該事業所における国民年金の切替手続は適切に行われていたことがうかがえる。

加えて、請求者に係る請求期間①及び②の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600017号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600026号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年3月1日から昭和63年4月1日まで

A社に3年間勤務して平成元年3月に退職した。同社において入社当初から厚生年金保険に加入し、保険料も控除されていたにもかかわらず、同保険の被保険者資格取得日は昭和63年4月1日となっており、11か月しか被保険者期間となっていない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録によると、請求期間のうち昭和63年2月29日から同年4月1日までの期間は、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、複数の同僚は、「A社では、数か月程度の試用期間等があり、入社と同時に厚生年金保険に加入していなかった。その期間は、人によって異なっていた。」旨陳述しているところ、同僚の中には、同社に係る厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得年月日が、1か月から7か月程度相違している者が認められることから、請求期間当時、同社では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、請求者は、「A社に勤務しながら他の事業所に勤務したことはない。」旨陳述しており、請求者の雇用保険の被保険者記録によると、請求期間のうち昭和61年9月2日から同年12月31日までの期間はB社(当時は、C社)に、昭和62年4月1日から同年5月31日までの期間はD社に勤務していたことが認められる上、オンライン記録において、C社における厚生年金保険の被保険者期間が確認でき、当該期間は雇用保険の被保険者期間と符合している。

さらに、請求者は、「C社を退職した後、D社及びE社に勤務し、その後、A社に入社した。」旨陳述している上、E社から提出された社員名簿には、請求者の勤務期

間は昭和 62 年 6 月 3 日から同年 9 月 7 日までと記載されていることなどから、請求者が昭和 62 年 9 月 7 日以前に A 社に勤務していたとは考え難い。

加えて、A 社は、「請求期間当時の資料は保管していないため、請求者の勤務実態や保険料控除については不明である。」旨陳述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、請求期間に請求者の氏名等は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い上、同原票に不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。